

平成28年第2回尾張旭市都市計画審議会

- 1 開催日時
平成28年11月21日(月)
開会 午後 2時00分
閉会 午後 3時20分
- 2 開催場所
尾張旭市役所南庁舎2階201会議室
- 3 出席委員
佐藤 勝美、水野 覚、岡本 耕平、加藤 哲男
芦原 美佳子、岩橋 盛文、大島 もえ、まつだ まさる、松原 たかし
寺尾 高志、宇野 恵子、松原 圭子 12名
- 4 欠席委員
大矢和隆 1名
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
都市整備部長 長江 均、都市整備部技監 藪本 精一、
都市計画課長 出口 哲朗、都市計画課課長補佐 伊藤 秀記
都市計画課課長補佐 永尾 幸市、都市計画課主事補 穂園 卓也
- 7 報告事項
(1) 都市計画マスタープラン第1回中間年次報告について
(2) 震災復興都市計画について
- 8 会議の要旨

都市整備部長	<p>本日は、何かとご多忙のところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます ございます。本日、この会議の導入部分の進行を務めさせていただきます 都市整備部長の長江と申します。どうぞよろしくお願いいたします す。早速ではございますが、ただいまから、「平成28年第2回尾張 旭市都市計画審議会」を開催させていただきます。 はじめに、市長より一言ご挨拶を申し上げます。</p>
市長	<p>市長の水野でございます。本日は、何かとお忙しい中、都市計画審 議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 また、委員の皆様におかれましては、日頃から本市のまちづくりに 関し、ご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。本年3月で、 審議会の委員につきましては、一旦任期が満了し、新年度に入りまし て新たな顔ぶれでスタートしました。新たに委員になられた方、それ から、継続してお願いさせていただいた方もいらっしゃいますが、よ ろしくお願いいたします。 さて、本市では現在、市の上位計画である第五次総合計画に基づき まちづくりを行っています。昨年の国勢調査の速報値が発表されまし たが、尾張旭市では若干の減少となりました。住民基本台帳では、ま だ若干増加傾向となっておりますが、単身赴任や市外に住む学生さんな どもいることから、実際に増加しているかどうかわかりません。</p>

市 長	<p>こうした中で、なんとか定住人口の増加、特に子育て世代の流入を図ろうと、各種施策などに取り組んでいるところです。</p> <p>本日は、都市計画マスタープランの進行管理がテーマとなっております。平成23年3月にこのプランを策定し、平成27年度末で5年が経過しました。このプランの策定時にはしっかりと進行管理を実施するようにと、当審議会においてご意見をいただいたようであり、今回5年の節目を過ぎましたので、本日は、毎年、各課等に依頼して確認を行っている事業の進捗状況について、報告させていただきます。</p> <p>最後に、本日のこの審議会が有意義なものとなりますことを祈念し、簡単ではありますが私からのあいさつとさせていただきます。</p>
都市整備部長	<p>本日は、本年4月に当審議会委員に就任をお願いして以降、初めての会議となります。会議に先立ちまして、私から、改めまして皆様方の紹介をさせていただきます。</p> <p>お手元の資料に1枚目が次第となっている資料がございます。1枚おめくりいただきますと、尾張旭市都市計画審議会委員名簿となっております、上から順に紹介させていただきます。</p> <p>学識経験者としまして、佐藤勝美さん、水野寛さん、岡本耕平さん、加藤哲男さん、名簿の次にあります守山警察署長の矢野さんは、所用のため欠席となっております。</p> <p>次に議会選出の委員さんをご紹介します。芦原美佳子さん、岩橋盛文さん、大島もえさん、まつだまさるさん、松原たかしさんです。</p> <p>次に住民の代表としまして、連合自治会から推薦の寺尾高志さん、愛知県建築士会からの推薦で、宇野恵子さん、尾張旭市地域婦人団体連絡協議会からの推薦で、松原圭子さん、以上でございます。</p> <p>なお、委員13名のうち12名の方が出席ということで、尾張旭市都市計画審議会条例第7条第2項に規定する過半数の出席を得ており、会議は有効に成立しております。</p> <p>また、本日出席しております事務局職員は、資料の3枚目のとおりでございます。時間の都合上、紹介は割愛させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、早速議題に移らせていただきたいと思います。</p> <p>なお、慣例により会長が選任されるまでの間、市長が議事進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
市 長	<p>それでは、会長が選任されるまでの間、議事の進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>会議次第の2、「会長の選任」を議題とします。</p> <p>事務局から説明願います。</p>
都市計画課長	<p>それでは、会議次第の2、「会長の選任」について、ご説明させていただきます。先ほどの次第の資料の4枚目に「尾張旭市都市計画審議会条例」、そして5枚目の「尾張旭市都市計画審議会運営規程」も合わせてご覧ください。</p> <p>審議会の会長につきましては、資料4枚目の尾張旭市都市計画審議</p>

都市計画課長	会条例に規定がございます。資料の裏面、第6条第1項で、「学識経験のある者につき、任命された委員のうちから選挙によってこれを定める」とされており、その方法は、資料5枚目の運営規程になります。第2条第1項で「無記名投票」、そして、同条第3項で、「委員中に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる」と規定されております。説明は以上です。
市長	それでは、まず選出の方法について「無記名投票」と「指名推薦」の2通りの方法がありますが、いかがいたしましょうか。
まつだ委員	従来から指名推薦で行われているようですので、今回も指名推薦が適当と思います。
市長	他にご意見はございませんか。 ご意見がなければ「指名推薦」ということでご異議ございませんか。
委員全員	異議なし
市長	ご異議もないようですので、選挙の方法は「指名推薦」によることにいたします。 それでは学識経験者として任命されています「佐藤委員」「水野委員」「岡本委員」そして「加藤委員」の4名の中から指名をお願いいたします。
まつだ議員	今回の改選前にも会長を務めてみえました。引き続き、商工会長の佐藤委員が適任と思います。
市長	他にご意見はございませんか。 ご意見もないようですので、ただいま会長に、との推薦がありました佐藤委員を、会長に選任することとしてよろしいでしょうか。
委員全員	異議なし
市長	ご異議もないようですので、佐藤委員を会長に選任することに決定いたします。それでは、会長が選任されましたので、事務局にお返しします。
都市計画課長	市長につきましては、他の公務がございますので、これをもって退席させていただきます。よろしく願いいたします。 それでは審議会を再開させていただきます。審議会の議長につきましては、尾張旭市都市計画審議会運営規程第5条第1項において、「審議会の議長は、会長をもってあてる。」としておりますので、以後の会議の議事進行につきましては、会長にお願いいたします。それでは会長、議長席の方へ移動をお願いいたします。 それでは、会長に選任された佐藤委員より一言、ご挨拶をお願いいたします。
議長	ただいま皆様から、会長に推薦をいただきました佐藤でございます。何分にも、不慣れの私でございますが、皆様方のご指導を受けまして全力で会長の職を務めたいと思っておりますのでお願いいたします。 ここからは、座って進めさせていただきます。 なお、事務局から説明がありましたように、審議会の議長につきましては、会長が行うということですので、以後の進行は私の方で行わせていただきます。

議 長	<p>それでは、会議次第に従い、進めさせていただきます。会議次第の3、会長の職務代理者の指名について、事務局から説明願います。</p>
都市計画課長	<p>それでは、会議次第の3、「会長の職務代理者の指名」について、ご説明させていただきます。</p> <p>会長の職務代理者につきましては、尾張旭市都市計画審議会条例第6条第3項の規定により、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。」こととなっております。</p> <p>このため、先程の会長の選任と同様、学識経験者の中から、会長に指名していただくようお願いいたします。説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたように、会長の職務代理者については、学識経験者の委員の中から会長が指名するということがあります。職務代理者には、引き続き、農業委員会会長の、水野委員にお願いしたいと思います。</p> <p>水野委員よろしくようお願いいたします。</p> <p>続きまして、会議次第の4、議事録署名者の指名に移りたいと思います。事務局から説明願います。</p>
都市計画課長	<p>それでは、会議次第の4「議事録署名者の指名」について、ご説明させていただきます。</p> <p>議事録につきましては、尾張旭市都市計画審議会運営規程第10条により、「議長及び議長が指名した委員2名」が署名することになっております。</p> <p>このため、議長から2名の署名者の指名をお願いいたします。説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたように、私から2名の議事録署名者を指名させていただきます。</p> <p>本日の議事録署名者には、大島委員と、寺尾委員のお二方を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は審議事項がございませんので、会議次第の5、報告事項に入らせていただきます。</p> <p>報告事項(1)の「都市計画マスタープラン第1回中間年次報告について」です。具体の報告に入ります前に、まずは、事務局から、「都市計画マスタープラン」について、その概要をお話いただき、引き続き、プランの進行管理について説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2の規定に基づき、市町村が主体となって、市民の意思を反映しつつ、概ね20年の中長期を見据えた将来像を定める都市計画に関する基本的な方針です。そのため、土地利用の規制・誘導や都市施設の整備などの具体的な都市計画については、これに基づいて進められます。</p> <p>都市計画マスタープランは、「都市づくりの目標」、「都市づくりの方針」そして「地域別構想」で構成しています。具体的には、以下の事項を目標として策定しています。一つ目として、実現すべき具体的な都市の将来像を示します。二つ目として、個別の都市計画の決定・変</p>

更の指針となります。三つ目として、個別のまちづくり事業の指針となります。四つ目として、市民によるまちづくり活動の方向を示します。

次に、目標年次ですが、平成23年度を初年度として、平成37年度の都市像や都市づくりの方針等を示しています。

次に、都市計画マスタープランの構成として、どのように記載しているかをご説明します。

上から順に、序章として、都市計画マスタープランとは、として先ほど説明させていただいた内容が記載されています。

次の第1章では尾張旭市の現況と課題がまとめられています。

そして、第2章では、「都市づくりの目標」、第3章として「都市づくりの方針」、第4章として「地域別構想」、最後に第5章として「都市計画マスタープランの実現に向けて」となっています。

第2章から順に説明させていただきます。

まず、都市づくりのテーマを、「ともに育てる笑顔とうるおいあふれるまち」と定め、3つの理念に基づき都市づくりを進めます。

一つ目として、「緑と水に彩られたまちづくり」、二つ目として、「活力とやすらぎのあるまちづくり」、三つ目として、「ともにつくるまちづくり」以上の三つを都市づくりの目標としています。

次に、第3章の都市づくりの方針です。

都市づくりの方針は、土地利用の方針、そして、都市づくりの目標を達成するための3つの方針です。3つの方針の下には、合わせて10の方針があります。

次に、都市づくりの方針の前提条件についてご説明します。

都市づくりの各種方針においては、今後重点的に取り組む事項や既都市計画マスタープランからの継続事業などを、次のように表現しています。

表現方法が「◎」の方針については、今後重点的に取り組む事項としており、表現方法が「◆」の方針については、既都市計画マスタープランからの継続事業又は既に着手している事業として、表現方法が「▽」の方針については、計画期間中での取り組みを目標とする事項としています。

それでは、都市づくりの方針がどのように記載されているか説明させていただきます。「緑と水に彩られたまちづくりの方針」の下にある「景観形成の方針」の一部です。

先ほどの記号が記載して、それぞれの方針を表現しています。

次に、第4章の地域別構想です。こちらは、地域特性に応じた個性あるまちづくりを進めていくため、市内を5つの地域に区分し、第3章の都市づくりの方針との整合性を図りながら、各地域の課題や魅力等からまちづくりの目標を設定し、それを実現するための方針を具体的に示します。

5つの地域は、中部、東部、南部、西部、北部としています。

こちらは、地域別構想の例で、東部地域の一部です。都市計画マス

タープランでは103ページに示しています。

地域別構想においても、3つの都市づくりの目標があり、その下に方針がさらにあります。このページでは、東部地域の活力と安らぎのあるまちづくりの方針について記載されています。

こちらも、3章の都市づくりの方針と同様に、方針に記号が付いており、同じように表現しています。

以上のように、都市計画マスタープランでは、市全体の都市づくりの方針と地域別構想合わせて169の方針が都市計画マスタープランに示されています。

次に、第5章の都市計画マスタープランの実現に向けて、でございます。今後、都市づくりや地域別の方針を着実に実現へとつなげていくための、計画の推進に向けた運用・連携の方策が記載されています。

(2)として、都市計画マスタープランの進行管理では、「都市計画マスタープランに基づく各種まちづくり施策を効果的に実践していくため、上位計画である市総合計画における施策評価や事務事業評価をもとに、達成状況の評価を行います。その達成状況などの結果に基づき、必要に応じて柔軟に都市計画マスタープランを見直すなど、適切な進行管理に努めます。」とあります。

このため、中間年次報告では、上位計画である市総合計画における事務事業評価をもとに、達成状況の評価を行っています。

次に実施スケジュールです。都市づくりの方針を進めるため、具体的な施策例として掲げた事業について、実施スケジュールの目安を示しています。実施スケジュールについては、都市計画マスタープランの策定時のものであり、今後の情勢変化や上位計画の改訂にあわせて、その内容を変更する必要があります。

そのため、今回ご報告させていただきます、中間年次報告の中で、見直しを行い改めて実施スケジュールを作成しています。

次に、庁内における都市計画マスタープランの進行管理についてです。長期的視点に立った総合的、体系的なまちづくりの基本的指針である尾張旭市都市計画マスタープランを、全庁的な協力体制のもとに推進するため、都市計画マスタープラン庁内推進会議を設置して適切に進行管理を行っています。

都市計画マスタープラン庁内推進会議を毎年開催し、適切に進行管理を実施しています。そして、今回報告させていただきます中間年次報告書につきましても、この庁内推進会議で作成したものです。

最後に、都市計画マスタープランの進行管理について、ご説明させていただきます。

都市計画マスタープランは、平成23年度を初年度としていたもので、平成27年度、平成32年度の5年ごとを中間年次として平成37年度の目標年次まで進行管理を行います。

その下、施策の推進とありますが、庁内における進行管理ですが、毎年、庁内関連課に進捗を確認し、庁内推進会議でとりまとめ、公表しております。

事 務 局	今回の中間年次報告は、平成27年度の部分です。平成23年度から平成27年度までの状況を「第1次中間年次報告書」として取りまとめています。説明は以上です。
議 長	ただいま説明がありました都市計画マスタープラン第1回中間年次報告について、都市計画マスタープランの策定時に、策定検討会議の座長を務められておりました加藤委員がいらっしゃいますので、少し補足などがあればお願いします。
加 藤 委 員	尾張旭市のマスタープランについては、他の自治体に比べて市民と一緒に策定した内容の濃いものになっています。特に、ワークショップでの意見を策定検討会議に反映させるため、ワークショップの代表者が策定検討会議に参加し、意見をいただきました。都市計画マスタープランの51ページにもありますが、各種方針の中には、ワークショップからの意見が反映された方針に星印を付けています。また、進行管理について、ここまで踏み込んだ都市計画マスタープランは珍しく、中間年次報告まで作成することは、ごく稀でありますが良いことだと思います。 そして、進行管理についてもここまで実施している自治体は少ないため、継続して行っていただきたいと思えます。
議 長	ありがとうございました。事務局から都市計画マスタープランと進行管理について、そして、加藤委員から策定に関することなどの補足をいただきました。 それでは具体的内容について見ていきたいと思えます。 報告事項(1)「都市計画マスタープラン第1回中間年次報告について」事務局から説明をお願いします。
事 務 局	(1)「都市計画マスタープラン第1回中間年次報告について」説明させていただきます。 それでは、3ページをご覧ください。 (5)の都市づくりの方針体系図です。都市づくりの理念があります。真ん中に方針（大項目）とあります。大項目の方針単位で、達成状況を評価しています。 6ページをご覧ください。2の都市づくりの方針の達成状況です。 (2)の方針別の達成状況について、都市づくりの方針体系図の大項目別に総合計画における事務事業評価表の成果指標を用いて達成状況を評価するとともに、これまでの5年間の実績と今後の課題を整理します。 (4)方針別の達成状況表についてです。左ページの③5年間の実績では、都市計画マスタープランの計画初年度である平成23年度からの、5年間の実績を表しています。 ④今後の課題では、都市計画マスタープランの達成に向けて、今後の課題を整理しました。下の表は、各方針に関連のある事務事業の評価です。表の真ん中にある⑦成果指標では、第五次総合計画の事務事業の成果指標を表しています。 ⑦で示した成果指標の平成23年度の実績値と、平成27年度の計

画地・実績値がり、それらをもとに、達成状況を評価しています。

Aは、平成27年度の実績値が計画値を超えている状態です。

Bは、平成27年度の実績値が計画値を下回っているが、平成23年度の実績値を超えている状況です。

Cは、平成27年度の実績値が平成23年度の実績値を下回る状態です。

この評価方法でそれぞれの成果指標をA、B、Cとして⑧にある達成状況欄に記載しています。

次に、右ページの下にあります⑨達成状況（大項目）ですが、⑧の達成状況の評価を10の大項目について「あさびの顔」により3段階で表しています。

Aが80%以上の場合、方針どおり進捗している。A+Bが80%以上の場合、方針に向け進捗中である。A+Bが80%未満の場合を方針どおり進捗していない。としています。

9ページをご覧ください。こちらは、上から、都市づくりの理念が緑と水に彩られたまちづくりの方針1の自然環境の保全・活用です。

下の表が方針に関連する事務事業の評価として、11項目の指標について達成状況を、それぞれA、B、Cで評価しています。その結果、A6項目、Bが3項目、Cが2項目であることから、AとBで82%となり、右上の達成状況は、方針に向け進捗中である。としております。

このように、残りの9項目についても、それぞれ5年間の実績と今後の課題、そして達成状況について、一つにまとめています。

全体の結果については、19ページをご覧ください。

(5)の方針別の達成状況のまとめです。

図1は、3ページの方針（大項目）別に関連する各事務事業の成果指標から達成状況を集計し、グラフにしたものです。

10項目中9項目においては、事務事業の達成状況「A」と「B」の合計値が80%以上となっています。残る1項目の「市街地整備」においては80%未満にとどまっています。

次の20ページをご覧ください。緑と水に彩られたまちづくり

自然環境の保全・活用は、「方針に向け進捗中である。」景観形成は、「方針に向け進捗中である。」公園・緑地の整備は、「方針に向け進捗中である。」下水道・河川の整備は、「方針どおり進捗している。」活力とやすらぎのあるまちづくりの市街地整備は、「方針どおり進捗していない。」交通体系の形成は、「方針に向け進捗中である。」安全安心のまちづくりは、「方針に向け進捗中である。」高齢者や障がい者にやさしいまちづくりは、「方針に向け進捗中である。」次に、ともに作りまちづくりの市民と行政の協働によるまちづくりは、「方針に向け進捗中である。」事業者等と行政の協働によるまちづくりは、「方針どおり進捗している。」となっています。

まとめたものが21ページになっています。図2は、3ページの10項目の方針（大項目）の達成状況を集計し、円グラフで表したものの

です。10項目のうち、「方針どおり進捗している。」が2項目、「方針に向け進捗中である。」が7項目となりましたが、1項目が「方針どおり進捗していない。」という結果になりました。

そのため、10項目の方針（大項目）において、「方針どおり進捗している。」、「方針に向け進捗中である。」が9項目と全体の90%を占めており、「方針どおり進捗していない。」1項目についても、事務事業の達成状況〔A〕と〔B〕の合計値が78%となっていることから、おおよそ都市計画マスタープランの方針どおり進捗しています。今後も引き続き現行の都市計画マスタープランにより都市づくりを進めていくこととします。

この中間年次報告の段階では、引き続き現行の都市計画マスタープランを継続することとしています。

次に3の実施スケジュールについて説明させていただきます。

(1)として実施スケジュールについてです。都市づくりの実現に向けて、都市計画マスタープランでは、市民・事業者等・行政の役割について示すとともに、着実な進行のため主要な施策の実施スケジュールについて示しています。

平成23年3月の策定時点に実施スケジュールを作成しましたが、都市計画マスタープラン策定当初に想定していた実施スケジュールを今回の中間年次報告書の作成に当たり、見直しを行いました。

22ページの一冊下、表の見方③をご覧ください。「新たに追加した事業」については、着色してある事業ですが、こちらは、策定時点である平成23年以降から新たに対象とした事業を示しています。

平成27年度に実施した進捗状況確認時において各課から関連する事務事業として挙げた事業を追加しています。

次に4の個別方針の進捗状況についてです。(2)のこれまでの進捗状況をごらんください。

下のグラフをご覧ください。169項目の方針のうち、平成27年度で、現在4項目が完了しており、158項目が着手済みであり、未着手は7項目です。平成23年度からの5年間で未着手であった項目が10項目減少、完了した項目が2項目増加しており着実に進捗しています。

都市計画マスタープランの各方針169項目のうち「今後重点的に取り組む事項」として27項目が、マスタープラン期間内に示されています。

27項目の重点事項のうち、3項目は完了、22項目で着手済となっており、全体の92.6%の項目について着手している状況です。まだ事業に着手していない2項目については、今後取り組む必要があります。それぞれの項目について、これまでの実績と今後の課題について整理し、進捗状況を確認しています。

今回の第1次中間年次報告書の各種方針の達成状況や実施スケジュールを見直すことで、引き続き現行の都市計画マスタープランにより都市づくりを進めていくこととしています。

事務局	都市計画マスタープランの第1次中間年次報告の説明は以上です。
議長	ただいま説明がありました報告事項の(1)「都市計画マスタープラン第1回中間年次報告について」ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
岡本委員	<p>報告をお聞きしていると、おおよそ予定どおり進められておりますので、このまま各種事業を進めればよいと思います。</p> <p>まだ事業に未着手のものの中に三郷駅の整備が入ると思われるが、それについては今後進めていくという認識でよいか。</p> <p>また、ゴミの資源化について進んでいない状況ですが、実際のゴミ全体では、減少していないのですか。実際に環境の保全という観点であれば、資源化が進むよりもゴミ全体が減少していれば良いと思います。</p>
事務局	三郷駅周辺のまちづくりについては、まだ事業に着手できていない状況ですが、今後進めていく予定です。また、ゴミ全体の量については減少しています。
加藤委員	<p>都市計画マスタープランの進行管理は、しっかりと行われているようにみえます。</p> <p>達成状況の指標の中には、かなりソフト的な指標が多いと思います。都市計画マスタープラン策定の中で市民の参加もあり、ある程度は良いと思いますが、都市計画とまちづくりでは、少し考え方が違って都市計画マスタープランは、都市計画として用途規制や道路などの都市施設の整備に係る都市計画決定などの方針の意味合いが強いです。一方で、まちづくりは、その部分を含めもっと広い意味があります。今回の指標について、どちらがいかということはないが、そうした観点で今後は考えていただきたいです。</p>
議長	それでは、報告事項の(2)「震災復興都市計画について」事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>震災復興都市計画とは、地震等の発生により、都市基盤が未整備な市街地が大規模に被災した場合に、関係法令に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を緊急かつ円滑に市街地を復興するものです。</p> <p>今回、報告させていただく理由としましては、平成23年3月に発生しました東日本大震災、今年4月に発生しました熊本地震において、都市計画決定に至るまで期間を要したという経緯がございましたので、発災時において都市計画決定の手続きを円滑に進めるため、周知させていただくものでございます。この震災復興都市計画の周知については、愛知県から各市町村に対して各審議会の委員の皆様に関係があることから、特に周知を依頼されています。</p> <p>次に、復興地区区分の検討についてご説明します。</p> <p>地震の発生後、応急危険度判定調査の結果による地区の被害状況に応じて、概ね1ヘクター以上の規模で連続する地区ごとに復興地区区分の検討を行います。</p> <p>復興地区の区分については、基盤整備状況と被害状況によって区分</p>

議 長	<p>しています。</p> <p>基盤整備の状況は、土地区画整理事業等が実施済の地区を基盤整備済み地区とし、それ以外の地区で、幅員4m未満の細い街路が存在する地区は基盤未整備として、被害状況に応じて重点復興地区、復興促進地区、復興誘導地区に区分します。</p> <p>次に、「震災復興都市計画の手続きについて」でございます。</p> <p>地震等が発生した場合、先ほどの復興地区区分のうち重点復興地区につきましては、発災後2週間を第一段階とし、建築基準法第84条に基づく第1次建築制限区域の指定し、第2段階として、発災後2か月以内を目処に、被災市街地復興推進地域の決定をする必要があります。そのため、発災後2か月以内に都市計画審議会を開催する必要があります。</p> <p>また、第3段階として、発災後6か月以内を目処に、都市計画審議会を経て、復興都市計画事業等の決定をしてまいります。</p> <p>被災市街地復興推進地域及び復興都市計画事業等の決定には、都市計画法第19条により、「市町村都市計画審議会の議を経て都市計画決定するものとする。」となっています。</p> <p>発災後、出来るだけ速やかに法令に基づき都市計画決定する必要があるため、緊急の都市計画審議会の招集がございますので、委員の皆様におかれましてはご協力をお願いすることになります。</p>
議 長	<p>ただいま説明がありました報告事項の(2)「震災復興都市計画についてについて」、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p>
加藤委員	<p>発災後、2か月以内に都市計画審議会を開くとあるが、事前に現時点で復興地区区分に該当する可能性の高い場所の資料・情報提供をして欲しいと思います。この件は、時間的に厳しいスケジュールのため事前に取り組むことが大切だと考えます。また、発災後だけでなく、予防という意味合いも考え、審議会に情報提供をお願いします。</p>
事務局	<p>現在、愛知県で震災復興地区カルテの作成に向け、検討が進められており、想定される地区の選定基準などを愛知県が主体となり検討しています。カルテの作成が進み、地区の選定などが分かり次第情報提供します。</p>
議 長	<p>それでは、次第6のその他に入ります。委員の皆様で何かございましたらお願いします。</p>
岡本委員	<p>本日、都市計画マスタープランの中間年次報告をお聞きしました。順調に、進んでいると感じました。</p> <p>先ほど、市長さんのお話しにもありましたが、今後人口が減少していく中で、人口増加をしたいとありました。今後、尾張旭市として、人口減少する中で、このまま都市計画マスタープランの方針を進めていくだけで良いのか、それとも、今よりも人口増加に向け取り組んでいくのかを考える必要があります。</p> <p>尾張旭市は、名古屋市の栄地区まで20分程度で便利もよく、森林公園もあり緑も多く、農地もある大変良い立地です。</p> <p>先日、千葉県流山市に視察に行きましたが、東京から30分、そし</p>

岡本委員	て、緑も多い地域です。そうした立地を生かし、子育て世代に対して積極的に施策を展開し人口が増えているとのことでした。尾張旭市も、立地を生かしたまちづくりを進め、人口増加につなげることを今後、考えていただきたいと思います。
議長	ただいま岡本委員さんよりご意見がありました。 事務局から何かありますか。 それでは、他の委員さんで何かありますか。
松原たかし委員	都市計画審議会委員の選出について、要望があります。 都市計画審議会は、土地利用や都市計画決定などまちづくりに関する重要な事項について審議する機関です。 より幅広い意見をきくことができるように委員を新たに選出することができないでしょうか。 特に、直接、市民の方と土地や建物などの不動産について、お話しをする機会のある宅地建物取引業協会の会員のような知識や経験が豊富な方を委員とすることについて、ご検討いただきたいと思います。以上です。
議長	ただいま松原たかし委員さんよりご意見がありました。 事務局からお願いします。
事務局	審議会の委員の選出につきましては、まちづくりを進めていくうえで、多方面の方々から意見をうかがう意味で、非常に重要なことであると認識しておりますので、ご意見として賜っておきます。以上でございます。
議長	ありがとうございます。他にありますか。 それでは、事務局から何かありますか。
都市計画課長	それでは、次回の審議会の予定について説明させていただきます。 現在、愛知県で検討が進められている「都市計画区域マスタープラン及び市街化区域、市街化調整区域の区域区分いわゆる線引き見直し」に関連しまして、本市においても、区域区分や用途地域について検討を進めているところです。そのため、来年度の冬ごろに審議会を開催し、内容をご説明させていただきたいと思っております。また、区域区分や用途地域の変更に関連しまして、都市計画マスタープランの部分改定が必要な場合もございますので、次回の審議会に諮ることも想定されますのでよろしく申し上げます。 具体的な開催日時につきましては、改めて調整させていただきたいと考えております。
議長	ただいま事務局から説明がありましたとおり、次回は、来年度の冬頃に開催されるとのことであり、皆さんお忙しい中かと思っておりますが、なにとぞご協力くださるようお願いいたします。 それでは、これもちまして、平成28年第2回尾張旭市都市計画審議会を閉会といたします。皆さん大変お疲れ様でした。